

FirstGlobal メッセージ

siesta

2021.3月号 vol.212

発行元：〒540-0012

大阪府中央区谷町1-6-4

天満橋八千代ビル10階

(株)ファーストグローバルコンサルティング

代表取締役

戦略人事コンサルタント 品川典久

TEL 06-6910-3007 FAX 06-6910-3008

Email shinagawa@1gc.jp

URL <http://www.1gc.jp>

今月のトピックス

給与デジタル払い

また「予言」が当たってしまいました。いえ、「予言」というのは言い過ぎでした。様々な方のご意見を情報として収集し、咀嚼してクライアント先やセミナーでお伝えすることもよくありますが、そのひとつに、今はどこでも実施されている、銀行を介しての「給与振込」が、近い将来「ポイント」で支払うようになりますよ、というものがありませんでした。一部の方々の中では当たり前のお話でしたが、経営者や担当者の方々の反応は「いやいや、まだまだ先のことでしょ」と、現実的に捉えられることは、ほとんどありませんでした。しかし、1月27日付の日本経済新聞朝刊の一面に「給与デジタル支払い 今春に」とデカデカと掲載され、翌28日の九面にも関連記事が載っていました。記事を要約すると、政府は今春から、企業が給与を銀行口座を介さずに、従業員のスマホの決済アプリなどに振り込む方式を認めるというものです。私もスマホに何種類かの「〇〇ペイ」をインストールし、そのアプリの加盟店での支払いに利用しています。ただ、お金のチャージは、現金をコンビニのATMで入金したり、銀行口座から移動させてチャージしないといけません。これが「給与振込」というチャージがなされると、いちいちお金を移動させる必要はなくなります。給与を支払う企業側も、今は給与振込データを銀行に「〇営業日前」の提出を迫られ、その間に連休など挟もうものなら、実務担当者は、大慌てで処理をしています。デジタル払いができるようになれば、おそらく処理に要する日数も緩和されるのではないかと思います。今まで、労働基準法の原則で賃金は「通貨で、直接、全額払い」というものがあり、いわゆるデジタル払い導入に、ネックとなっていました。この部分がおそらく法改正になるようです。労使共々、Win-Winで良いことづくめかと思われそうですが、最大の不利益を被るのは銀行でしょう。銀行間での競争はあれど、この分野は銀行の独占状態でしたから、莫大な資金が流出することになります。導入にはまだまだ問題もあるでしょうが、ある意味での、新型コロナの影響は想像以上ですね。

<next>

今年は、万人にとって、北西向きの引越などの移動は大凶で控えたほうがいいようです。しかし、実家がその方角に引越して、時期も変えようがないので、大阪の堺市にある「方違神社」でお祓いをしてもらいました。前回は良いことのお話でしたが、悪いことも起きませんように。